介　第　 ７９６ 　号

平成３０年８月２７日

　各居宅介護支援事業所

　　　管理者　様

大田市健康福祉部介護保険課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（指導監査係）

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の取り扱いについて（通知）

平素より大田市介護保険事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、平成３０年４月１日から、指定居宅介護支援事業者に対する指定及び指導権限が島根県知事から市町村長へ移譲されたことに伴い、大田市における居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の取り扱いを別紙のとおり定めましたので通知します。

なお、本減算につきましては、これまでの島根県に準じた取り扱いとすることを申し添えます。

〔担当〕

〒694-8502

　島根県大田市大田町大田ロ１１１１番地

　　　　大田市健康福祉部介護保険課

　　指導監査係　　渡辺、山内

　　TEL　(0854)８３－８０６４（直通）

　　　　 (0854)８２－１６００（内線1132）

　　FAX　(0854)８４－９２０４

Email：o-shidou@city.ohda.lg.jp

１．特定事業所集中減算における様式等について

（別紙）

（１）特定事業所集中減算判定様式は、別添様式１及び様式２とする。

　　　なお、事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。

（２）市長あて届出書及び正当な理由についての申請書は、別添様式３及び様式４とする。

（３）様式１は、平成３０年４月以降毎月作成すること。（平成３０年５月以降に指定した事業者にあっては、指定日以降毎月作成すること。）

（４）様式２は、判定期間（前期：３月１日から８月末日、後期：９月１日から翌２月末日）の翌月１５日までに作成すること。なお、平成３０年度においては、前期の判定期間を４月１日から８月末日までとする。

　　　※判定期間の中途に指定した事業者については、指定日から判定期間満了日までを判定期間とする。

（５）様式２により判定した結果、紹介率最高法人の紹介率が８０％を超える場合には、判定期間の翌月１５日までに、様式３を作成し、大田市介護保険課へ提出すること。

（６）正当な理由がある場合は、様式３に合わせて様式４を、正当な理由であることを示す挙証資料を添付して提出すること。

（７）判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから２年間保存しなければならない。

２．判定した割合が８０％を超えた場合の正当な理由の範囲について

　正当な理由の範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

　ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

　また、その他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

　①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）が、各サービスごとでみた場合に５事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。

　②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者又は特別地域加算推薦対象地域に所在する事業者であって、居宅サービス計画を作成した利用者の居住地が、特定地域加算地域内と特別地域加算推薦対象地域内であるものを合計した割合が９０％以上であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合

　　〔特別地域加算推薦対象地域〕…当該減算の正当な理由の範囲にのみ適用

　　　　大田市温泉津町のうち、旧温泉津町、旧福光村、旧福浦村及び旧井田村地域

　③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

　④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

　⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

　　　例えば、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているものなど。

　　　この場合、居宅介護支援事業者は、正当な理由に認定するための申請書に様式５を添えて提出するものとし、当該利用者の居宅サービス計画数及び指定居宅サービス事業所等の数を差し引いて算出した紹介率最高法人の占める割合が８０％以下でなければならない。

　⑥　次に該当する場合等、正当な理由と市長が認めた場合

　　ア　地域包括支援センターから依頼された困難事例を受け入れたために、集中したと認められる場合（困難事例を除外すると８０％以下となる場合）

　　イ　居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための支援ができる指定居宅サービス事業所等を検討した上で、当該指定居宅サービス事業所等を位置付けることが適切であると判断した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

　　　　この場合、居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域内等における指定居宅サービス事業所等のサービス内容等を利用者及びその家族に適切に情報提供した上で、利用者の指定居宅サービス事業所等に関する希望を勘案した結果、当該指定居宅サービス事業所等を選択したことが分かるよう、正当な理由に認定するための申請書に様式６を添えて提出すること。